保健師助産師看護師法施行細則の一部を改正する規則の概要

1 背景

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第33条に基づき、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護師等」という。)は、隔年ごとに業務従事者届を届け出なければならないこととされているが、厚生労働省では、「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和3年12月21日閣議決定)に基づき、医師・歯科医師等の三師届のオンライン化とあわせて、看護師等に係る業務従事者届についても、令和4年度の届出からオンライン化を図ることとしている。

2 改正の必要性

保健師助産師看護師法施行細則第15条により、業務従事者届を含む、法、政令及び省令の規定により知事に提出する書類は、住所地を管轄する保健福祉事務所長を経由して提出しなければならないこととされているが、医療従事者届出システムを通じた業務従事者届のオンライン届出は、原則として、医療機関等から、直接、県に提出されることになるため、オンライン届出の場合は、保健福祉事務所長経由事務の対象から除く旨の改正を行う必要がある。

3 改正の内容

保健師助産師看護師法施行細則第15条に、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して法第33条の規定による届出を行う場合は、この限りでない。」旨のただし書を加える。

(「関係資料 新旧対照表」のとおり)

4 施行期日

公布の日